



平成24年(ワ)第328号、平成25年(ワ)第59号

志賀原子力発電所運転差止請求事件

原 告 北野 進 外124名

被 告 北陸電力株式会社

平成27年5月18日

証 抱 説 明 書 (B号証)

金沢地方裁判所 民事部合議B係 御中

被告訴讼代理人弁護士

山 内 喜 明



同

茅 根 熙



同

春 原



同

江 口 正



同

池 田 秀



同

長 原



同

八 木 宏



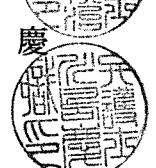
同

濱 松 治



同

川 島 慶



上記事件について、被告は下記のとおり、被告提出の乙B号証の内容及び立証趣旨を明らかにする。

なお、略語は平成24年9月26日付け答弁書の例による。

記

乙B第42号証

証拠の標目	原子力規制委員会記者会見録 (原子力規制委員会ホームページ http://www.nsr.go.jp/data/000068796.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年7月16日
作 成 者	原子力規制委員会
立 証 趣 旨	本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類①】	・田中俊一・原子力規制委員会委員長は、平成26年7月16日に行われた定例記者会見において、九州電力川内原子力発電所の設置変更許可に向けた審査書案を取りまとめたことを受け、「安全審査ではなくて、基準の適合性を審査したということです。(略)基準の適合性は見ていますけれども、安全だということは私は申し上げません」と述べたものの、その趣旨については、「安全というとゼロリスクと誤解される」ことから、新規制基準適合性が確認されても

	<p>なおゼロリスクではないということに注意を喚起するため、「私どもは適合性審査をしていますという言い方をしています。」と説明していること（準備書面⑯第2章第2の2(3)（14頁）：本書証4，20頁）</p> <p>・田中委員長は、同日の会見において、「世界最高レベルの基準に照らして審査して、合格したということは、完全な安全ではないものの、川内原発というものは世界最高レベルの安全性が満たされたということなのでしょうか。」との記者の問い合わせに対し、「ほぼ最高レベルに近いと思っています。」と答えたこと（準備書面⑯第2章第2の2(3)（14頁）：本書証21頁）</p>
--	---

乙B第43号証

証拠の標目	第百八十六回国会 衆議院原子力問題調査特別委員会議録 第九号（閉会中審査） (国会会議録検索システム http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/186/0265/18608070265009.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年8月21日
作成者	衆議院事務局
立証趣旨	本書証は、平成26年8月7日に開催された衆議院原子力問題調査特別委員会における質疑の内容を記録したものである。本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類①】 【分類③】	・田中俊一・原子力規制委員会委員長は、新規制基準及び同適合性審査について、「今回の審査は（略）東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえて定めました、昨年七月八日に出しました新規制基準への適合性を確認したものです。ここでは、地震、津波、あるいは先ほど来議論になっております火山といった自然現象の想定、あるいは重大事故に対応するための設備及び手順等の実現可能性などを厳しく審査しております。この規制基準に合致したと判断できる川内原発については、福島のような事故を二度と繰り返さないことをを目指した高いレベルの安

	<p>全性を有するということは申し上げることができます。一方、事故は起こらないと思ってしまいますと（略）いわゆる安全神話に陥ってしまうということになりますので、そういうことは申し上げません。ただし、安全追求に終わりはなくて、一層の安全追求をしていく、事業者にもそのことを求めていくということで、当委員会としても不断の努力をしていくという所存でございます。その意味で、世界最高水準の安全性は担保されたというふうに考えております。」と述べたこと（準備書面⑭第3章第2（29頁），準備書面⑮第2章第2の2(3)（14，15頁）：本書証16頁）</p> <p>・田中委員長は、新規制基準において、非常用電源設備の容量を7日分以上したことについて、「電源喪失期間につきましても、フランスとかアメリカでは三日程度を想定していますけれども、今回は、一週間は少なくとももつのような電源の準備をしていただくというようなこと」を要求したものであると説明していること（準備書面⑭第3章第2の1（31頁）：本書証20頁）</p>
--	--

乙B第44号証

証拠の標目	第百八十三回国会 衆議院原子力問題調査特別委員会議録 第四号 (国会会議録検索システム http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/183/0265/18304190265004.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成25年5月13日
作 成 者	衆議院事務局
立 証 趣 旨	本書証は、平成25年4月19日に開催された衆議院原子力問題調査特別委員会における質疑の内容を記録したものである。本書証によって、以下のことを明らかにする。
【分類①】 【分類③】	<ul style="list-style-type: none"> ・田中俊一・原子力規制委員会委員長は、新規制基準について、「IAEAの基準、NRCの基準、それからフランスの基準、いろいろな等々を基本にしたものであると説明していること（準備書面14第3章第2（29頁）：本書証13頁） ・田中委員長は、新規制基準において、重大事故等対処設備は常設のものと可搬型のものを備えることとされていることについて、「米国では、そういった（被告注：重大事故等への）対策は主に可搬設備によって対応するというふうになっております。ヨーロッパは、比較的、恒設的な設備を導入しております

	<p>す。今回、私どもはその両方を要求しております。」と説明していること（準備書面⑭第3章第2の2(1)（33頁）：本書証6頁）</p> <ul style="list-style-type: none">・田中委員長は、新規制基準について、「我が国の自然環境の厳しさといふいわゆる外的な要因、地震、津波とか、そういったことについても十分に配慮しましてつくってまいりました。そういう意味では、現時点では十分に世界最高レベルの基準になっているというふうに思います」と説明していること（準備書面⑮第2章第2の2(3)（15頁）：本書証13頁）
--	---

乙B第45号証

証拠の標目	原子力規制委員会記者会見録 (原子力規制委員会ホームページ http://www.nsr.go.jp/data/000097721.pdf よりダウンロード)
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成27年2月12日
作成者	原子力規制委員会
立証趣旨 【分類①】	本書証によって、田中俊一・原子力規制委員会委員長は、平成27年2月12日に行われた定例記者会見において、関西電力高浜発電所3、4号機の設置変更許可を行ったことを受け、「安全性が確保されるという意味と、これまで委員長が言い続けてきた、基準が適合されても安全ではないという御発言との整合性を教えてください。」との記者の問い合わせに対し、「安全ではないという言い方はしたことはないのですね。要するに、全く事故が起こらないかという、100%、ゼロリスクだということを意味するものではありませんということは、これは国会でも再三にわたって申し上げてきました。ただ今発言させていただいたように、運転に当たり求めてきたレベルの安全性、これが新しい規制基準の適合性審査の根幹ですけれども、これが満足されたという、そういう認識です。」と述べたこと（準備書面⑯第2章第2の2(3)（15、16頁）：本書証1頁）を明らかにする。

乙B第46号証

証拠の標目	レーザースキャン計測データを用いた能登半島西岸の海食崖の形状解析
原本・写しの別	写し
作成年月日	平成26年10月11日
作 成 者	小林航ほか
立 証 趣 旨 【分類③】	<p>本書証は、平成26年10月11日、日本地形学連合2014年秋季大会において発表されたもの（ポスター掲示）である。</p> <p>本書証によって、富来から高浜にかけての富来川左岸においては、波食作用以外の原因によって形成された窪みが多数存在していること、これらの窪みは、塩類風化によって形成された橢円形や多角形の窪みや、流水による侵食作用で形成された鉛直方向に延びる溝状の窪みであること（準備書面⑯第3章第2の2（33頁））を明らかにする。</p>